

一般社団法人園芸学会 園芸学会基金取扱規程

(総則)

第1条 一般社団法人園芸学会（以下「本会」という。）はこの規程の定めるところの「園芸学会基金」（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の定義)

第2条 基金は任意団体たる園芸学会（以下「旧会」という。）を解散し、法人たる本会を設立するにあたり、旧会の学会賞基金、大会運営基金と学会誌出版基金の残余財産をもって法人設立時に統合したものである。

(使用目的)

第3条 基金は、本会の定款第4条が定める主要な事業を実施するために、その全部または一部を取り崩すことができる。

2 取り崩しは本会理事会の決議を経て行う。

(積立)

第4条 本会に寄せられた個人や団体からの寄付金などの一時的な収入、および本会の一般会計の一部を本基金に繰入れることができる。なお、基金は特定資産として取り扱う。

2 一般会計からの繰入には、本会理事会の決議を経て行う。

(報告)

第5条 基金の使用実績及び基金の財務状況については、収支決算に基づいて、本会理事会の承認を得て、社員総会へ報告するものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、本会理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、平成2015年3月7日より施行する。